

政令第三百三十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第二項及び
第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「有害物」を「危険物及び有害物」に改め、同条中第二号の五を第二号の六とし、第
二号の四の次に次の一号を加える。

二の五 エチルアミン

第十八条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 過酸化水素

第十八条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 次亜塩素酸カルシウム

第十八条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 硝酸アンモニウム

第十八条第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 ニトログリセリン

二十五の三 ニトロセルローズ

第十八条第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 ピクリン酸

第十八条中第二十九号の三を第二十九号の四とし、第二十九号の二を第二十九号の三とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 一・三―ブタジエン

第十八条に次の一号を加える。

四十 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）

で、厚生労働省令で定めるもの

第十八条の二の見出し中「有害物」を「危険物及び有害物」に改める。

別表第九中「有害物」を「危険物及び有害物」に改め、同表中第六百三十一号を第六百三十四号とし、第四百二十二号から第六百三十号までを三号ずつ繰り下げ、第四百二十一号を第四百二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四百二十四 ニトロセルローズ

別表第九中第四百二十号を第四百二十二号とし、第三百七号から第四百十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三百六号を第三百七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百八 硝酸アンモニウム

別表第九中第三百五号を第三百六号とし、第二百号から第三百四号までを一号ずつ繰り下げ、第九十九号の次に次の一号を加える。

二百 次亜塩素酸カルシウム

別表第九に次の一号を加える。

六百三十五 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含む製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十二月一日から施行する。

(名称等の表示に関する経過措置)

第二条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年五月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

一 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十八条第二号の五、第六号の二、第十号の二、第十六号の二、第二十五号の二、第二十五号の三、第二十八号の二又は第二十九号の二に掲げる物

二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含むもの

三 新令第十八条第四十号に掲げる物

(名称等の通知に関する経過措置)

第三条 次に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年五月三十一日

までの間は、労働安全衛生法第五十七条の二第一項の規定は、適用しない。

- 一 新令別表第九第二百零号、第三百八号又は第四百二十四号に掲げる物
- 二 新令別表第九第六百三十四号に掲げる物で、前号に掲げる物を含むもの
- 三 新令別表第九第六百三十五号に掲げる物